

賃金アンケート締切り迫る! 7/31までにご回答ください

全組合員を対象に、インターネット(パソコン・スマートフォンを利用)で賃金アンケートを実施しています。受付は7月31日まで。

■調査対象月：今年3月の一か月間



回答は5分程度(所要時間5分程度)

賃金アンケートHP



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 藤岡 祐二
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう 検索

スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

熱中症予防のために

暑さを避ける!

エアコン等で温度をこまめに調節

遮光カーテン・すだれの利用、打ち水の実施

外出時には日傘の使用、帽子の着用

天気のよい日は日陰の利用、こまめな休憩

吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用

保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

今年も実施!

組合加入応援企画

1 実施期間：2025年12月24日(水)12時まで

2 企画対象者：実施期間中に組合加入手続きを完了した方。

3 手続きの流れ：①広島建労LINE公式アカウント「友だち追加」するとクーポンを発行。

②新規加入者が組合加入手続きの際、地連窓口でクーポンを提示。

③毎月、企画対象者を集約し、1,000円分のクオカードを郵送でプレゼント。

組合加入時に広島建労LINE「友だち追加」でもらえるクーポン提示で1,000円分のクオカードをプレゼント!



職人川柳の募集

教育宣伝部

川柳の募集を行います。

最優秀賞に選ばれた作品は、広建新報2026年1月10日号で発表します。以下の応募要項に従って、ご応募ください。

皆さんもぜひホームページから作品を見て投票(投票にはGoogleのアカウントが必要)なさってみてください。

参加資格：組合員とその家族

応募要項：1人1作品。

川柳にはテーマを設けておりませんが、応募は未発表作品に限ります。必ず応募票をハガキまたはFAXに貼り、川柳を広島建労教宣部(〒733-0013 広島市西区横川新町8-12 FAX:082-294-0248)宛にお送りいただくか、広島建労ホームページからご応募ください。

賞：各賞は一般投票の結果で決定

最優秀賞 1本・賞状、クオカード5千円分

優秀賞 2本・賞状、クオカード3千円分

佳作 4本・賞状、クオカード千円

受付期間：7月10日(木)～10月17日(金)

投票期間：10月22日(水)～11月7日(金) (投票は1作品につき、最大1投票)

発表：広建新報2026年1月10日号

所属地連	住所	応募者氏名	組合員氏名
第地連			

「職人川柳」応募票



職人川柳応募HPはこちら

熱中症の症状

病状がすすむと

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび
- 大量の発汗
- 筋肉痛
- 筋肉のこむら返り
- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感
- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感

応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難

衣服をゆるめ、からだを冷やす(首の周り、脇の下、脚の付け根など)

経口補水液を補給*

*経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう!

熱中症予防のための情報資料サイト

厚労省 熱中症予防

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

スマートフォンでも見られます



足場特別教育講習実施のご案内

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。

日時：10月19日(日) 9:00～16:30

会場：広島建労会館 2F会議室(広島市西区横川新町8-12)

受講料：組合員5,500円(税込) 員外7,700円(税込)

定員：30人

申込締切：9月29日(月)まで

問合せ先：(一社)広島建築共同職業訓練協会

広島市西区横川新町8-12

TEL：082-292-7798 FAX：082-294-0248



「マイブーム」を教えてください

教育宣伝部

広建新報では、仲間の暮らしや素顔が見える紙面づくりを目指して、毎年テーマを設けて投稿を募集しています。今年のテーマは「マイブーム」!

最近ハマっていること、つつい時間を忘れて熱中してしまう趣味や楽しみ、身近なマイブームはありませんか?

例えば...

- ・休日は畑に夢中!自家製野菜のこだわり
- ・深夜のパンづくりが至福の時間
- ・家族みんなでキャンプにはまっています
- ・推しのライブに全国遠征!...などなど

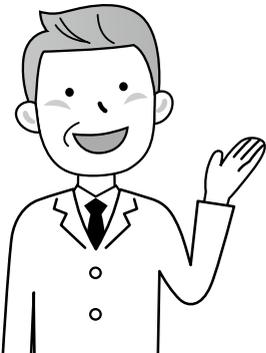
ジャンルは問いません。仕事の合間の楽しみから、日常をちょっと豊かにしてくれる習慣まで、あなたの「ブーム」をぜひご紹介ください!

記事は原稿用紙1枚程度(400文字)にまとめ、写真1枚以上を添えて、所属の地連事務所宛にお送りください。なお、写真撮影の際は、お店や人物が写る場合には必ず事前に同意を得てください。

掲載された記事には投稿謝金をお支払いします。みなさんの投稿をお待ちしています!

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合



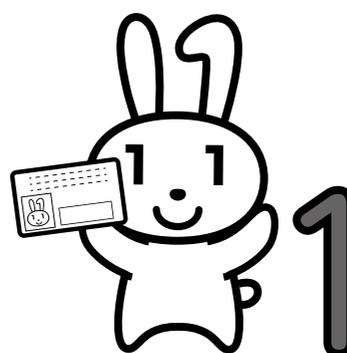
建設国保の医療費など

区 分	全 体	組合員一人当たり	被保険者一人当たり
令和4年度	55億3,365万円	53万4,084円	25万5,207円
令和5年度	57億9,829万円	56万9,465円	27万4,306円
令和6年度	55億9,422万円	55万6,307円	27万1,841円

(療養費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金を含む)



保険証の有効期限到来に伴う「資格確認書」 または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」 の交付について



令和6年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、保険証利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)を基本とする仕組みに移行しております。

現在お持ちの保険証については、令和7年7月31日が有効期限となっており令和7年8月1日以降については、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」、お持ちの方は※「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付いたします。

70歳以上の前期高齢者の方については「負担割合」の記載がされておりますのでご確認ください(マイナ保険証をご利用の方はマイナポータルでも確認が可能です)。

なお、確定申告をしていない方は、8月以降の所得区分の判定ができないため、速やかに手続きをお願いいたします。

※・70歳未満の方で資格情報通知書(資格情報のお知らせ)が既に交付されている方については新たに交付はされません。
・70歳以上の方で資格情報通知書(資格情報のお知らせ)が既に交付されている方については有効期限が令和7年7月31日となっておりますので、令和7年8月1日から有効のものを送付いたします。

今回交付の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日までとなりますが、以下に該当する方は有効期限が異なるのでご注意ください。

- 令和7年8月～令和8年7月末の期間に70歳または75歳になる方及び、75歳になる組合員がいる世帯の被保険者
- マル学の申請をされている学生の方で令和8年3月末に卒業予定の方
- 外国籍で在留期間が令和8年7月31日より前の方

資格確認書は7月中旬以降簡易書留郵便(パステルグリーンの封筒)で、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)は7月下旬に特定記録郵便(A4サイズの茶封筒)でそれぞれ発送予定としております。ご不明な点等ございましたら建設国保、または所属の地域連合へお問い合わせください。

★記載事項の確認を★

資格確認書または資格情報通知書(資格情報のお知らせ)が届いたら、すぐに住所、氏名、生年月日等、記載事項に誤りがないか確認してください。万一、記載事項に誤りなどがあった場合には、正しく記載したものを発行し交換いたしますので、事実を確認できる書類と資格確認書または資格情報通知書(資格情報のお知らせ)をもって所属の地域連合へ申し出てください。

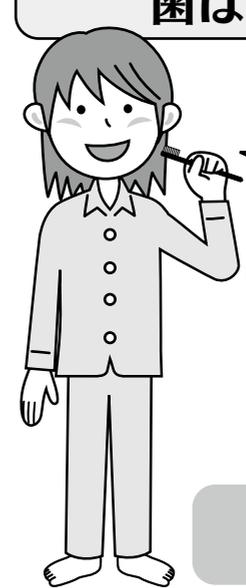
お口を清潔に して健康に

第2回

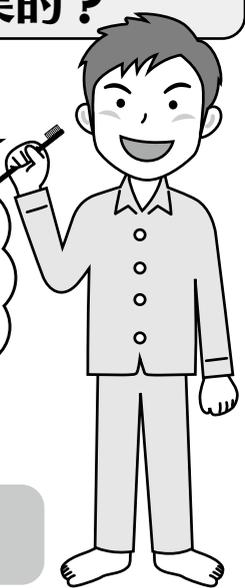


歯の健康を守ろう

歯はいつ磨くのが効果的？



就寝前は必ず磨きましょう！
そのまま寝ると
細菌は何十倍にも
増加します！



歯磨きの回数とお口の病気の関係

1日1回磨く人は 3回磨く場合より	なる人の割合が むし歯・歯周病に	1.6～ 1.7倍増
就寝前に歯みがきを しない人は歯みがき がきする場合より		1.4～ 1.5倍増

ハブラシの交換時期



▲ 毛先が開いてきたら ▲
▲ すぐに交換しましょう! ▲

目安は月に1回の交換

初期から20%開いた歯ブラシで
奥歯をブラッシングした場合、
歯間部の清掃性は約45%低下
することが分かっています

情報提供 サンスター株式会社

歯科健診を無料で受診することができます。
※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。

鍼灸師の正しいかかり方

はり・きゅう・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合、医師の同意書(国民健康保険に対応している鍼灸院にあります)または診断書を提出することで、国民健康保険を利用することができます。

●はり・きゅうの場合

- 〔・リウマチ ・腰痛症 ・神経痛
・五十肩 ・頸腕症候群 ・頸椎捻挫後遺症〕

※上記の疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば、国民健康保険が使える場合もあります。

●マッサージの場合

- 〔・間接拘縮 ・筋麻痺〕

※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば国民健康保険の対象となります。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師による施術は、国民健康保険の使用に制限があります。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けるようにしましょう。

◆国民健康保険が使える場合

- 〔・外傷性のねんざ、打撲(スポーツでのねんざ等)
・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
・応急処置で行う骨折、脱臼の施術
(応急手当後の施術には医師の同意が必要です)〕

◆国民健康保険が使えない場合(全額自己負担)

- 〔・単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労など
・病気(内科的原因による疾患)によるこりや痛み
・脳疾患後遺症等の慢性病
・症状の改善がみられない長期の施術(応急処置を除く)
・スポーツなどによる筋肉疲労改善のための施術
・仕事や通勤途中におきた負傷(労災保険からの給付になります)〕

注意事項

1. 負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝える。
・外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労災または第三者行為に該当する場合は、国民健康保険が使いません。
2. 病院での治療と重複はできません。
・同一の負傷について同時期に保険医療機関(病院、診療所など)での治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
3. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるため医師の診断を受けてください。
4. 療養費支給申請書の内容(負傷原因・負傷名・日数・金額)をよく確認し、原則自分で署名してください。
5. 領収書を必ずもらい、金額が問題ないか確認しましょう。領収書は、医療費控除を受ける際に必要です。大切に保管してください。

お 願 い

当国保組合では、厚生労働省からの指導により、柔道整復療養費の適正化の取組として、被保険者の皆様が整骨院等で治療を受けられた内容(多部位・長期・頻回施術)等について通知確認を行っております。

通知が届きました際には大変お手数ですが、ご回答にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事業所等及び職種の変更が生じたら

建設国保は自主運営の組合ですが、法律に基づいて認可された公法人であり、国から多額の補助金を受けています。

そのため全ての面で適正な運営を行う必要があります。

資格の異動はもちろんですが、それ以外にも事業所・職種にかかわることについても変更が生じた場合、届け出ることが定められています。

勤め先の事業所が変わった・事業所を退職し一人親方になった・新しく事業所を立ちあげた・職種が変わった等、以前と働いている状態に変更が生じた場合には速やかに所属の地域連合へ届け出てください。

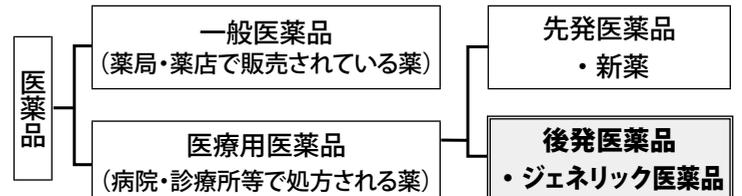
また、事業所等の代表者の方、屋号を持っている一人親方の方は、事業所の住所や名称、代表者などに変更があった場合にも届け出が必要ですので必要書類などを確認のうえ速やかに届け出をしてください。

※就労形態が変わる事により翌年からの保険料が変更になる場合がありますので、該当する方は種別区分変更受付期間(10月1日~10月31日まで)の間に届出をしてください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)について

◎ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)とほぼ同じ有効成分で、効能や効果も同等の医薬品です。「先発医薬品」の特許期間が終了した後に、厚生労働大臣の承認のもと新たに製造販売されるもので、「後発医薬品」とも言います。



◎先発医薬品との違い

開発コストが少ないため、先発医薬品より安価ですが、先発医薬品と有効性・安全性・品質については、厚生労働省で審査されており、同等の医薬品となっています。

◎ジェネリック医薬品への切り替え

ジェネリック医薬品へ切り替えるには、医師による処方が必要となるため、必ず医師・薬剤師の方へ相談のうえ行うようにしてください。

- ※ すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではないため、変更の希望をしても出来ない場合があります。
- ※ 病気や体質により先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更できない場合もありますので、必ず相談し、体質にあった薬を選ぶようにしましょう。

◎ジェネリック医薬品差額通知

建設国保より「ジェネリック医薬品差額通知」を送付いたします。この通知はこれまでに処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減されるのか、その一例を紹介した内容が記載されています。

